

〔論 説〕

ファイナンス・リース契約の法的構成と 倒産手続上の処遇

加藤 甲斐斗

- I はじめに
 - 1 本稿における検討対象—ファイナンス・リース契約
 - 2 問題の所在
- II ファイナンス・リース契約の双方未履行双務契約該当性
 - 1 平成7年最判以前の学説状況及び裁判例等
 - 2 平成7年最判
 - 3 平成7年最判以降の学説状況
 - 4 検討—双方未履行双務契約該当性
- III ファイナンス・リース契約の担保的構成
 - 1 所有権説
 - 2 利用権説
 - (1) 利用権説の提唱
 - (2) 下級審裁判例
 - 3 平成20年最判
 - (1) 事案の概要
 - (2) 判旨
 - (3) 判旨の整理及び分析
 - 4 平成20年最判以降の学説状況，実務状況
 - 5 検討—所有権説と利用権説
- IV 結語
 - 1 本稿における検討結果
 - 2 今後の展望

I はじめに

1 本稿における検討対象—ファイナンス・リース契約

リース契約とは、リース物件についてユーザーに代わってリース会社が購入し、リース会社がこれを一定期間有償でユーザーに対して使用収益させることを内容

とする契約をいう。リース契約には、大別して、後述するファイナンス・リース契約のほか、オペレーティング・リース契約があり、後者には、リース会社がリース物件の修繕、整備等を行う義務が契約中に定められているメンテナンス・リース契約やリース会社がリース物件の所有者から当該物件について使用収益をす地位を与えられた上で、さらに第三者（ユーザー）に対して当該物件を使用収益させる転リース契約等が含まれる。

他方、ファイナンス・リース契約とは、リース会社がサプライヤーから調達したリース物件について、ユーザーに対して一定期間その排他的使用を認める代わりに、ユーザーがリース会社に対して、リース物件の購入代金、保険料、固定資産税、支払利息等を含むリース料を毎月支払うことを約する契約である。ファイナンス・リース契約は、法形式上は賃貸借類似の契約形態であるが、その経済的実質はユーザーに対してリース物件を取得するための資金調達について金融上の便宜を図るものであることから、その倒産手続における処遇をどのように解すべきかにつき争いがあった。これに関し、従来から争いがあったファイナンス・リース契約に対する旧会社更生法 103 条の適用の有無について決着をつけた最判平成 7 年 4 月 14 日民集 49 卷 4 号 1063 頁（以下「平成 7 年最判」という）、ファイナンス・リース契約におけるリース物件が未払リース料や規定損害金を担保する機能を有するとした上で、債務者の支払停止等を停止条件とする解除条項が無効である旨判示した最判平成 20 年 12 月 16 日民集 62 卷 10 号 2561 頁（以下「平成 20 年最判」という）といった重要判例がある。また、学説上もファイナンス・リース契約に対する旧破産法 59 条や旧会社更生法 103 条の適用の有無を巡り、同契約を双方未履行双務契約と解すべきか、さらには、ファイナンス・リース契約全体の仕組みが未払リース料や規定損害金の弁済を担保することに着目して、ファイナンス・リース契約を担保として構成する場合、ファイナンス・リース契約における担保権実行方法やファイナンス・リース契約を対象とする担保権中止命令及び担保権消滅許可請求の限界時期を巡り、その担保の目的をどのように構成すべきか等、その倒産手続上における処遇について盛んに議論がなされてきた。

ファイナンス・リース契約は、税法上の節税効果等の理由から現在の経済社会において活発に利用されており、当然ユーザーやリース会社において倒産手続開始決定がなされ、ファイナンス・リース契約の倒産手続における処遇が問題となるケースは多いものと考えられる。他方で、ファイナンス・リース契約について

は、現在民法上明文の規定がなく、民法改正に伴い、ファイナンス・リース契約を明文化することも検討されたが、ファイナンス・リース契約が多種多様であることを考慮して見送られた。現在でもファイナンス・リース契約が実体法上どのように処遇され、また倒産手続においてどのように処遇されるか否かについては解釈に委ねられており、その解釈については後に述べる通り議論が錯綜している。

そこで、本稿においては、ファイナンス・リース契約が倒産手続においてどのように処遇されるべきであるか、特にファイナンス・リース契約が双方未履行双務契約に該当するかという点、及びファイナンス・リース契約の担保の目的をどのように構成するか²の2点に限定し、これらの2点について理論的に明らかにすることを目的としたい。

2 問題の所在

平成7年最判により、ファイナンス・リース契約に対しては双方未履行契約の処理についての規定である旧会社更生法103条の適用はなく、リース会社が有するリース料債権は全額更生債権（更生担保権を意味すると解される）として処遇されるとの判例の立場が明らかにされるに至っている。そして、平成7年最判以降、学説の多くは、ファイナンス・リース契約は双方未履行双務契約には該当せず、リース会社の有する未払リース料債権は倒産債権であり、財団債権あるいは共益債権として処遇されることはない³と主張しており、平成7年最判の結論を支持する。しかしながら、伊藤説⁴をはじめとして、ファイナンス・リースの双方未履行双務契約該当性を肯定した上で、リース会社の有する未払いリース料債権は財団債権あるいは共益債権として処遇されるべきであるとする見解が現在も強く主張されている。

そこで、本稿では、まずファイナンス・リースの双方未履行契約該当性の有無に関する従来の見解を踏まえながら、双方未履行双務契約該当性肯定説・否定説双方の根拠について吟味し、双方の対立点を分析しながら、いずれの説明がより説得的であるのか、実務に受け入れやすいか検討を試みることにする。

また、近年ではファイナンス・リース契約が担保の一種であることを前提として、その担保の目的はリース物件の利用権であるとする見解（以下「利用権説」

¹ 伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、第3版、2014年）374頁。

という)が有力に主張されており、実際に下級審裁判例²⁾の中には利用権説に与するものも出現している。しかしながら、その後、平成20年最判においては、ファイナンス・リース契約を担保として構成することを明言しつつ、他方ファイナンス・リース契約の担保の目的はリース物件の所有権であるのか、それともリース利用権であるのかについては明言をしなかった。利用権説に与する下級審裁判例が続出する中、平成20年最判がファイナンス・リース契約を担保的に構成することを明言しながら、あえてファイナンス・リースの担保の目的をどのように構成するかについて言及を避けたのは、ファイナンス・リースの担保の目的をどのように構成するかについていまだ議論が成熟していないからであるにとらえることもできる。

そこで、本稿では、ファイナンス・リースの担保目的をリース物件の所有権であると解する見解(以下「所有権説」という)と利用権説の論拠を踏まえながら、倒産手続の目的との関係でいずれの見解が妥当であるのか、特にそれぞれの見解に立った場合生じうる倒産法上の不都合はどこまでファイナンス・リース契約の担保の目的をどのように構成するかという議論の中に持ち込むべきであるのかにつき検討することを通じて、ファイナンス・リース契約の倒産手続における処遇について理論的に明らかにすることを試みることにする。

II ファイナンス・リース契約の双方未履行双務契約該当性

1 平成7年最判以前の学説状況及び裁判例等

平成7年最判以前、ファイナンス・リース契約の双方未履行双務契約該当性については、同契約において、リース物件の引渡しを受けたユーザーについて倒産手続が開始した場合に、同契約について双方未履行双務契約の処理規定である旧破産法59条や旧会社更生法103条の適用の有無を巡り議論があった。なぜなら、ファイナンス・リース契約について旧破産法59条や旧会社更生法103条の適用を肯定した場合、リース会社が有する未払リース料債権は、財団債権、共益債権といった倒産手続に拘束されず、随時弁済を受けることができる権利として処遇さ

²⁾ 大阪地決平成13年7月19日判時1762号148頁(以下「平成13年大阪地決」という)、東京地判平成15年12月22日判タ1141号249頁(以下「平成15年東京地決」という)参照。

れるが、これを否定した場合には、未払リース料債権は破産債権等の各種倒産手続によって拘束を受ける権利として処遇されるにすぎず、上記規定の適用の有無によって、リース物件の引き渡しを受けたユーザーについて倒産手続が開始した場合におけるリース会社の立場が大きく異なるからである。

学説上は、この問題について、主に二つの見解が主張されていた。一つは、ファイナンス・リース契約を賃貸借契約あるいはこれに類似する契約とみて、リース物件の引渡し後におけるリース会社のユーザーによる当該物件の使用収益を受忍する義務とユーザーのリース料支払義務の双方が未履行状態にあることを理由として双方未履行双務契約該当性を肯定する見解である（以下「肯定説」という）。もう一つは、ファイナンス・リース契約をリース会社がユーザーに対してリース物件調達のための資金について金融上の便宜を与える金融取引であると解した上で、ユーザーは各月のリース料という形で分割して弁済する形式で期限の利益を受けているにすぎないから、リース物件の使用と各月のリース料の支払いとは対価関係に立たず、ユーザーにリース物件が引渡された後には、リース会社に少なくとも積極的な未履行債務は存在しないことから、双方未履行双務契約該当性を否定する見解（以下「否定説」という）である。

従来は、肯定説が多数説³⁾であったが、平成7年最判の原々審である東京地判昭和63年6月28日（金法1203号37頁）、原審である東京高判平成2年10月25日（金法1273号33頁）がフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約について旧会社更生法103条の適用を否定する旨判示したことに伴い、学説においてもこれを支持する見解も有力に主張されるようになり、両説が激しく対立するに至った。平成7年最判はそのようなさなかフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リース物件の引渡しを受けたユーザーに対して会社更生手続開始決定がなされた場合、同契約について旧会社更生法103条1項が適用されるか否かについて、最高裁として初めて判断を示したものである。以下においては、まずその概要を確認しておくこととする。

³⁾ 例えば、松田安正『リースの理論と実務』（商事法務研究会、1985年）216頁以下、伊藤眞「会社更生手続におけるリース料債権の取扱い」金法1211号6頁以下（1989年）、加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座〈下〉』（菅野孝久）（金融財政事情研究会、1987年）176頁以下等。

2 平成7年最判

(1) 事案及び争点

X社は、昭和56年11月18日、A社との間で、事務機器のリースを目的とするファイナンス・リース契約（以下「本件契約」という）を締結した。本件契約は、X社が事務機器（以下「本件物件」という）を買い受けて、これをA社にリースすること、リース期間は5年とすること、リース料を月額3万6440円とすること、A社はリースされた事務機器を自己の責任と負担において点検・整備、修繕・修復を行うこと、リース期間中本件物件を利用することができない期間があっても、A社は理由の如何を問わずリース料の支払いを免れないこと、本件物件の引渡し後は、X社はA社に対して瑕疵担保責任を負担しないこと等を内容とするものである。また、本件契約はリース期間満了時には本件物件に残存価値はないものみで、リース料によって本件物件の取得価格等の投下資本全額の回収をすることができるようリース料が算定されているいわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約であった。

A社は、昭和58年8月30日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てをし、同年12月3日同社につき会社更生手続開始決定がなされ、Yが管財人として選任された。

A社は同年10月以降のリース料を支払わなかったため、X社は、昭和59年5月15日、本件契約を解除する旨の意思表示をし、本件契約が解除されるまでの未払リース料及び遅延損害金並びに本件契約の解除を理由とする約定の損害金の支払等を求めて訴えを提起した。

本件の主たる争点は、いわゆるフルペイアウト方式におけるファイナンス・リース契約において、ユーザーにリース物件が引き渡された後に、同契約について旧会社更生法103条1項の適用があるか、すなわち、ユーザーが会社更生手続開始後もなおリース物件の使用収益を継続する場合、リース会社の有する未払いのリース料債権は、旧会社更生法208条7号に基づき共益債権として処遇されるのか、それとも全額更生債権として処遇されるのか否かである。

(2) 判旨

①旧会社更生法103条1項の適用範囲について

平成7年最判は、まず旧会社更生法103条1項の適用範囲について、「同法（旧会社更生法）一〇三条一項の規定は、双務契約の当事者間で相互にけん連関係に立

つ双方の債務の履行がいずれも完了していない場合に関するもの」と判示し、旧会社更生法 103 条 1 項の規定は、双務契約の当事者間で相互に牽連関係、すなわち対価関係に立つ双方の債務がいずれも未履行である場合に限り、適用されることを明らかにした。

②ファイナンス・リース契約に旧会社更生法 103 条 1 項の適用されるのか

また、平成 7 年最判は、「ファイナンス・リース契約は、リース期間満了時にリース物件に残存価値はないものとみて、リース業者がリース物件の取得費その他の投下資本の全額を回収できるようにリース料が算定されているものであって、その実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものであるから、右リース契約においては、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払が毎月一定額によることと約定されていても、それはユーザーに対して期限の利益を与えるものにすぎず、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つものではなく、「リース物件の引渡しをしたリース業者は、ユーザーに対してリース料の支払債務とけん連関係に立つ未履行債務を負担していないというべきである」と判示し、ファイナンス・リース契約の法的性格についてユーザーに対してリース物件調達のための資金を融資する金融取引である旨判示したとされる最判平成 5 年 11 月 25 日（金法 1395 号 49 頁）と同様にファイナンス・リース契約が金融取引であることを確認した上で、ファイナンス・リース契約のリース会社がユーザーに対する金融という経済的実質を双方未履行双務契約該当性の判断においても重要視した。

そして、ユーザーにリース物件に引渡された以上は、リース業者側には、ユーザーが負担するリース料の支払義務と対価関係にあるような未履行の債務は存在せず、会社更生手続開始決定時においてリース業者とユーザー間で相互に対価関係に立つ双方の債務がいずれも未履行であるとは言えないから、旧会社更生法 103 条 1 項の適用の前提を欠くとした。

③リース会社の有する未払いリース料の法的性格

最後に平成 7 年最判は、「未払のリース料債権は、期限未到来のものも含めてその全額が会社更生法一〇二条にいう会社更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権に当たるといふべきであり、「未払のリース料債権が同法二〇八条七号に規定する共益債権であるということとはできないし、他に右債権を共益債権とすべき事由もない。」と判示して、旧会社更生法 103 条 1 項の適用がない以上、

リース会社がユーザーに対して有する未払リース料債権が共益債権となることはなく、未払いのリース料債権はその全額が会社更生手続開始決定前に締結されたファイナンス・リース契約を根拠として発生したものであるから、更生債権として処遇されるにすぎないことを明らかにした。

3 平成7年最判以降の学説状況

平成7年最判は、先に見た通り、少なくとも会社更生手続において、いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約については、ユーザーが各月にリース料をリース会社に支払うとの約定があったとしても、ファイナンス・リース契約がユーザーに対してリース物件調達のための資金を融資しているに過ぎないという経済的実質に着目すれば、同約定はリース会社がユーザーに対して貸し付けた資金について期限の利益を与える約定に過ぎない以上、ユーザーに対してリース物件が引き渡された後は、リース会社とユーザー双方の間には対価関係にある未履行の債務は残存していないことを理由として、旧会社法更生法 103 条 1 項の適用を否定した。

同最判は、最高裁として、ファイナンス・リース契約について旧会社更生法 103 条 1 項の可否についてはじめて判断した極めて重要な判例であり、従来旧会社更生法 103 条 1 項の適用可能性を背景として、合意解除の上低額のリース契約を新たに締結したり、不要なリース物件について、リース会社の取戻権の行使を承認した上で、その処分価値相当額に一定の割合を加えた額と、残リース料との差額を一般更生債権として取り扱うといった和解による処理の可否について検討を迫ったものとされている⁴⁾。

また、民事再生手続の裁判例⁵⁾ではあるが、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約がユーザーに対する金融取引であり、各月にユーザーがリース料を支払うとの約定がされていたとしても、同約定はユーザーに対して金融上の便宜を付したにすぎず、各月のリース料と各月のリース物件の使用とは対価関係に立たないと平成7年最判と同様の判示をした上で、同契約は双方未履行双務契約に該当しないことを前提として、リース会社がリース料を被担保債権とする担保権を有しており、民事再生手続において別除権として処遇される旨判示したと

⁴⁾ 田原睦夫「ファイナンス・リース契約と会社更生手続」金法 1425 号 13 頁 (1995 年)。

⁵⁾ 前掲注 2) 参照。

考えられるものも出現している。

他方で、学説の多数は、平成7年最判の結論を支持しており⁶⁾、同最判を前提とした上で、会社更生手続以外の倒産手続においてもいわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約は双方未履行双務契約該当性が否定されるのか、フルペイアウト方式以外の例えばノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約についても双方未履行双務契約該当性が否定されるか、リース会社が有する未払いのリース料債権は一般更生債権として処遇されるにとどまるのか、それともファイナンス・リース契約は何らかの形でリース会社の有する未払リース料債権を担保しているのであって、リース会社の未払いリース料債権は更生担保権として処遇されるのか等の平成7年最判が残した諸問題について盛んに議論がされるようになった。

他方で、先に述べた通り、ファイナンス・リース契約において、ユーザーにリース物件が引渡された後も同契約はあくまでも双方未履行双務契約であり、ユーザーに各種倒産手続が開始した場合、同契約について破産法53条1項、民事再生法49条1項、会社更生法61条（以下これらをあわせて「双方未履行双務契約の処理規定」という）の適用があるとする見解も現在まで有力に主張されてきた。そこで、以下ファイナンス・リース契約が双方未履行双務契約に該当するのか否かについて検討を試みることにする。

4 検討—双方未履行双務契約該当性

ファイナンス・リース契約の双方未履行双務契約該当性について検討する前に、まずは肯定説と否定説双方の根拠について改めて確認することとする。

①双方未履行双務契約処理規定の適用範囲について

肯定説の論者は、双方未履行双務契約の処理規定の適用は、双務契約の当事者間で相互に対価関係に立つ双方の債務のいずれもが未履行である場合に限定されるものではなく、未履行の債務双方の間に牽連関係があれば足りるとする⁷⁾。つま

⁶⁾ 櫻井孝一「判批」私法判例リマークス151頁(1996年)、山本和彦「判批」法学教室119頁(1995年)。

⁷⁾ 伊藤・前掲注3)10頁、伊藤眞「ファイナンス・リース・ユーザーの会社更生手続における未払リース料債権の法的性質」金法1428号64頁(1995年)。ただし、松田・前掲注3)225頁は、双方未履行双務契約の処理規定が対価関係ある双方の債務が未履行であることを前提としながら、ファイナンス・リース契約の双方未履行双務契約該当性を肯定する。

り、厳格な対価関係を要求せずに、発生上の牽連関係があれば足りると解し、ファイナンス・リース契約も双方未履行双務契約に含める見解であると言える。

他方、否定説は、双方未履行双務契約の処理規定の適用の前提として、当事者間で相互に対価関係に立つ双方の債務がいずれも未履行であることが必要であり、そして、ここにいう未履行とは、積極的な履行行為が未履行であることを言い、消極的な履行行為（消極的義務）が未履行である場合にはこれには含まれないとする⁸⁾。

以上のように、肯定説と否定説との間には、そもそも前提問題として双方未履行双務契約の処理規定である破産法 53 条 1 項、民事再生法 49 条 1 項等の適用範囲について対価関係にある双方の債務が未履行の場合に限定されるのか、「その履行を完了していないとき」には、積極的な履行行為が未履行である場合にとどまらず、消極的な債務が未履行である場合をも包含するか否かにつき、考え方に相違が存在している。

②ファイナンス・リース契約において未履行となっている債務について

肯定説の論者は、リース物件の引渡しが行われた後においても、リース会社はユーザーによるリース物件の使用収益を受忍する義務、ユーザーの使用収益権を侵害するような第三者の行為を排除する義務等を負担しており、ファイナンス・リース契約は当該義務とユーザーのリース料支払義務とが対価関係ないし牽連関係に立ち、これらが未履行であるとして、双方未履行双務契約の該当性を肯定する⁹⁾。

他方、否定説の論者は、ファイナンス・リース契約においては、修繕義務や瑕疵担保責任の規定の適用は特約によって排除されている以上、ユーザーに対してリース物件が引渡された後は、リース会社はユーザーに対して何らの義務も負担していない、あるいは、リース会社はユーザーに対してリース物件の使用収益を妨げない義務を負っているとしても、この義務は消極的なものにすぎず、未履行であると評価することはできないとして双方未履行該当性を否定する¹⁰⁾。

以上のように、肯定説と否定説との間には、ファイナンス・リース契約において、ユーザーに対してリース物件が引渡された後に、ユーザーに各種倒産手続の

⁸⁾ 福永有利「ファイナンス・リース契約と倒産法」判タ 507 号 4 頁（1983 年）。

⁹⁾ 松田・前掲注 3) 222 頁以下、伊藤・前掲注 3) 10 頁、加藤＝椿・前掲注 3) 182 頁、加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座〈上〉』226 頁〔塩崎勤〕（金融財政事情研究所、1988 年）。

¹⁰⁾ 福永・前掲注 8) 14 頁、山本和彦「各種のリース契約」判タ 830 号 220 頁（1994 年）等。

開始決定がなされた場合、リース会社が負担しているとされるユーザーによるリース物件の使用を受忍すべき義務が存在しているか、仮にこの義務が存在しているとした場合、この義務が存在していることがリース会社側のその負担する債務の「履行を完了していないとき」に当たるか否かにつき考え方に相違があるといえる。

③リース料債権の位置づけについて

肯定説は、ファイナンス・リース契約におけるリース料債権は、各月のリース物件の使用の対価にほかならず、したがって、ユーザーにリース物件が引渡された後においても、ユーザーに各種倒産手続開始決定がなされた場合、リース会社とユーザーとの間には互いに対価関係あるいは牽連関係にある双方の債務が未履行状態となっていると解している¹¹⁾。

他方、否定説は、ファイナンス・リース契約の経済的実質は、ユーザーに対してリース物件調達のための資金を融資しているに他ならないから、ファイナンス・リース契約におけるリース料の支払いはリース物件の使用収益に対する代価ではなく、リース会社から受けた融資を弁済しているにすぎないと解している。

肯定説と否定説との間には、以上のようにユーザーの支払うリース料債権の位置づけについても見解が分かれている。このように見解が分かれているのは、ファイナンス・リース契約を賃貸借類似の契約とみて、リース料の支払いをリース物件の使用対価ととらえるか、同契約を金融取引とみて、リース料の支払いはあくまで片務的な融資金返済債務の弁済にすぎないととらえるかの違いによる。

④ファイナンス・リース契約と所有権留保特約付動産売買契約との均衡について

所有権留保特約付動産売買契約において、売主が買主に対して、売買の目的物を引渡した後は、売主は他に買主に対して義務を負担しない以上、その後買主について各種倒産手続開始決定がなされた場合、同売買契約について双方未履行双務契約の処理規定は適用されず、売主は別除権者あるいは更生担保権者として扱われると解される¹²⁾。そして、所有権留保特約付動産売買契約は、買主から購入代金が支払われない場合、売主が同契約を解除し、目的動産を引き上げ、その交換価値の実現によって購入代金の優先的回収を図るという仕組みを持っており、

¹¹⁾ 松田・前掲注3) 222頁以下、伊藤・前掲注3) 10頁、加藤=椿・前掲注3) 182頁、加藤=椿・前掲注9) 226頁。

¹²⁾ 大阪高裁昭和59年9月27日(判タ542号214頁)参照。

未払リース料が支払われない場合、リース会社において契約を解除し、リース物件を引き上げその交換価値の実現によって当該リース物件の購入資金等の投下資本の優先的回収を図るというファイナンス・リース契約と経済的に類似している。つまり、経済的見地からはファイナンス・リース契約におけるリース会社と所有権留保特約付動産売買契約の売主は、似通った立場にある。

それにもかかわらず、ファイナンス・リース契約と所有権留保特約付動産売買の法形式が異なることを理由として、ファイナンス・リース契約について双方未履行双務契約の処理規定の適用を肯定し、倒産手続上の処遇に差を設けることは相当ではない。

否定説の論者は、このような点を重視して、ファイナンス・リース契約の実質は、ユーザーに対するリース物件調達のための資金の融資である以上、所有権留保売主との間には利益状況に差がなく、倒産手続においては両者を同列に扱うべきであると解している¹³⁾。

これについて肯定説の論者は、ファイナンス・リース契約にはユーザーに所有権を移転させるとの約定は存在せず、両者の間には大きな法形式上の差があるから、ファイナンス・リース契約が債権担保としての実質を有していることをもって、所有権留保特約付売買契約と同様に扱う必然性はない。そして、ファイナンス・リース契約について双方未履行双務契約の処理規定の適用を肯定しても、リース会社は管財人や再生債務者から契約を解除されれば一般倒産債権者として処遇されるのであって、契約当事者としては、かかる利益・不利益を考慮して、契約の内容を決定しているのであるから、均衡に欠けるところはないと解しているようである¹⁴⁾。

両説の間には、経済的実質を重視して、法形式上差異が存在する契約についてどこまで倒産手続において足並みをそろえさせる必要があるのかという点で相違がある。

そこで、以上のような肯定説、否定説の見解の根拠、相違を踏まえて、ファイナンス・リース契約が双方未履行双務契約に該当するか否かについて検討を進めることとする。

¹³⁾ 藤田耕三「東京地方裁判所における会社更生事件の現状と問題点」民訴雑誌 30 号 66 頁 (1984 年)。

¹⁴⁾ 伊藤・前掲注 3) 8 頁以下。

①双方未履行双務契約処理規定の適用範囲について

双方未履行双務契約処理の規定は、管財人や再生債務者に対して、双方未履行双務契約について解除するか、履行を請求するか否かにつき選択権を与えつつ、履行を選択した場合に相手方の有する請求権を財団債権等の倒産手続によらず随時弁済を受けることができる権利として処遇するものと規定している。倒産手続においてかかる規定が存在する理由は、双務契約において契約当事者双方の負担する債務について、履行上の牽連性が認められる場合、すなわち、その債務を自己の債権の担保と同視しあっている地位にある場合において、契約当事者の一方について倒産手続開始決定がなされるという相手方当事者の責めに帰すべきでない事由によって、当事者が平時において有していた上記地位が失われることは妥当ではなく、管財人等が相手方当事者の履行を選択する以上は、相手方の地位も財団債権者等の地位を与え、完全な履行を求めることができる立場にあるとすることが当事者間の公平に資するからである。

このような双方未履行双務契約の処理規定の趣旨からすれば、同規定の適用範囲は、契約当事者間において、相互に対価関係に立つ未履行債務が存在している場合に限定されるべきであり、牽連関係が認められるにすぎない場合、すなわち、発生上の牽連関係があるにすぎないような場合には、含まれないと解するべきであろう。他方、双方未履行双務契約の処理規定に言う「その履行を完了していないとき」には、積極的な履行行為が未履行である場合にとどまらず、消極的な債務が未履行である場合をも包含すると解するべきである。なぜなら、消極的な債務が未履行であることをもって、「その履行を完了していないとき」に当たらないと解するべき理由は特に存在しないことに加えて、賃貸借契約において、賃貸人が賃借人に対して目的物を引渡した後は、賃貸人が賃借人に対して負担する債務は賃借人による目的物の使用を受忍する消極的義務があるに過ぎないが、倒産法は目的物が賃借人に対して引き渡された後の賃貸借契約も双方未履行双務契約と評価しているものと解される以上（破産法56条1項参照）、倒産法は消極的債務が未履行である場合でも「その履行を完了していないとき」に当たる場合があり得ることを肯定していると解されるからである。現に破産法56条1項の規定も賃貸借契約が双方未履行双務契約であることを予定しているものと解される。

②ファイナンス・リース契約において未履行となっている債務について

先に見たように、肯定説は、ファイナンス・リース契約において、ユーザーに

対してリース物件を引渡した後においても、リース会社には、リース期間内はユーザーによるリース物件の使用収益を受忍する義務が存在し、これがユーザーのリース料支払義務と共に双方未履行状態にあると評価している。

しかしながら、消費貸借契約において、貸主が借主に対して金銭等を貸渡した後においても、貸主は一定期間借主から金銭等の返還を求めることは許されず、借主による経済的価値の使用収益を受忍しなければならないところ、かかる貸主の立場が借主に対する義務として構成されることはなく、仮に義務として構成されるとしても、これが借主の貸主に対する金銭等の返還義務と互いに対価関係にあるとは評価されることはない。

そして、後述する通り、ファイナンス・リース契約の経済的実質は、ユーザーに対してリース物件調達のための資金を融資する金融取引であって、本来ユーザーに対して購入資金を融資するはずのところをリース物件について使用収益させるという形で融資しているにすぎないのであるから、その実質に即して、ファイナンス・リース契約におけるリース会社の地位は消費貸借契約における貸主と同様の地位と評価するべきである。

そうすると、リース会社がリース期間満了時までユーザーによるリース物件の使用収益を受忍しなければならないことは、リース料の支払義務と対価関係にはないと評価することはできないと考える。

③リース料債権の位置づけについて

ファイナンス・リース契約は、法形式上はユーザーに対してリース物件を使用させるという形態をとっているが、その約定においてリース会社の修繕義務や瑕疵担保責任等は排除されており、ユーザーに対してリース物件が引き渡された後は、リース会社はユーザーによるリース物件の使用収益を受忍する立場にあるに過ぎず、目的物を賃借人に対して引き渡した後も賃借人に対して修繕義務、瑕疵担保責任を負担する可能性がある賃貸人の立場とは大きく異なる。

加えて、サプライヤーからリース物件を調達したリース会社は、これを自ら使用してその経済的価値を享受しようとするのではなく、ユーザーがリース料を滞納したためにリース物件を引き揚げたとしても、その引き揚げはこれを自らの手元においてその利用価値を享受することを目的としたものではなく、市場等においてこれを売却し、その交換価値を実現した上でリース物件の購入代金等の投下資本の回収をすることを目的としたものである。このようなファイナンス・リー

ス契約の特質に着目すると、かかるファイナンス・リース契約と通常の賃貸借の仕組みとの間には大きな差があるといえる。

このように考えると、ファイナンス・リース契約は賃貸借類似の契約というよりは、むしろユーザーがサプライヤーから物件を調達するための資金を融資する代わりに、サプライヤーから調達したリース物件をユーザーに利用させることでその投下資本の回収を目的とした金融契約であると評価すべきであろう。

したがって、ファイナンス・リース契約におけるリース料はまさにリース会社が貸し付けた融資に対する弁済であり、リース物件の使用とは対価関係に立つものではないというべきである。

④ファイナンス・リース契約と所有権留保特約付動産売買契約との均衡について

先に述べた通り、ファイナンス・リース契約の性質は金融取引であるところ、所有権留保特約付動産売買契約も代金債権については割賦弁済の方式が採用されることが多く、その経済的実質は買主に対する融資にあると解される。そうすると、少なくとも債権者間の利害関係の調整が特に問題となる倒産手続上において、経済的に同一の立場にあるファイナンス・リース契約におけるリース会社と所有権留保特約付動産売買契約における買主との間に保護の程度に大きな差を設けることは不当であるというべきである。

以上より、私見としては、ファイナンス・リース契約は双方未履行双務契約としては処遇すべきではなく、双方未履行双務契約の処理規定の適用はないと解する。このように解すると、ユーザーにリース物件が引渡された後に、ユーザーについて倒産手続開始の決定がされた場合、リース会社の未払リース料債権は財団債権や共益債権としては処遇されず、各種倒産債権として処遇されるに過ぎなくなる。しかしながら、リース会社の有する未払リース料債権は一般の倒産債権として処遇されるべきではなく、別除権あるいは更生担保権として処遇されるべきである。なぜなら、ファイナンス・リース契約においては、ユーザーがリース料の支払いを懈怠した場合には、リース会社がリース物件を引き上げることが認められる以上、ファイナンス・リース契約が未払リース料等を担保するために機能していることは明らかであるし、先に述べた通り、ファイナンス・リース契約と類似する所有権留保特約付売買における売主の代金債権が買主の倒産手続においては別除権あるいは更生担保権として処遇されると解される以上、リース会社の未払リース料も同様に処遇されるべきであるからである。

Ⅲ ファイナンス・リース契約の担保的構成

先に見たように、ファイナンス・リース契約は、リース会社がリース物件の所有権を留保したまま、当該物件をユーザーに使用収益させ、ユーザーからリース料が支払われない場合には、リース会社がユーザーからリース物件を引き揚げ、その交換価値によって残リース料等の満足を得る仕組みを採用している以上、ファイナンス・リース契約は担保として構成されるべきである。つまり、ユーザーにリース物件が引渡された後、ユーザーに倒産手続の開始があった場合、リース会社の有する未払リース料債権は破産債権、再生債権、更生債権が何らかの形で担保されているものとして構成されるべきである。それでは、ファイナンス・リース契約を担保として構成するとした場合、どのような法律構成によるべきか。つまり、ファイナンス・リース契約の担保の目的はどのように理解されるべきか。ファイナンス・リース契約の法的性質を担保であると構成することを前提として、その法律構成については以下のような議論がある。

1 所有権説

ファイナンス・リース契約の担保の目的をどのように構成するかについて、先に述べた通り、ファイナンス・リース契約は所有権留保特約付動産売買契約と類似する契約であるところ、所有権留保特約付動産売買契約における担保は目的動産の所有権であることや、ユーザーがリース料を支払わない場合、リース会社がリース物件を引き上げることができるとの約定から、ファイナンス・リース契約も所有権留保特約付動産売買契約に準じるものとして、その担保の目的は、当然当該リース物件の所有権であると解されていたようである¹⁵⁾。

かかる見解に立った場合、所有権留保特約付動産売買契約の担保権実行終了時期が売主が目的動産を引き上げ、清算が終了した時点であると解されることからすれば、所有権留保付動産売買契約に準じるとされるファイナンス・リース契約についても、その実行終了時期はリース会社がリース物件をユーザーの下から引上げ、清算が終了した時点であると解されることになる。

¹⁵⁾ 藤田・前掲注13) 85頁、竹下守夫「判批」金融・商事判例813号47頁(1984年)。

2 利用権説

(1) 利用権説の提唱

しかしながら、ファイナンス・リース契約においては、契約の前後終始一貫してリース会社にリース物件の所有権が帰属し、リース期間満了後もユーザーにリース物件の所有権が帰属することが前提とされている。そして、ユーザーが有していない権利を担保として供することは不可能であるから、所有権説のようにファイナンス・リース契約における担保の目的をリース物件の所有権と解することはできないという法律上の難点が指摘されている。

そこで、所有権説に対する上記批判を踏まえ、ファイナンス・リース契約によってユーザーに帰属するリース物件の物権的あるいは債権的な利用権を担保とする質権あるいは非典型担保が設定されているとする利用権が有力に主張されるようになった¹⁶⁾。

利用権説を主張する論者は、リース会社が同契約を解除した時点でファイナンス・リース契約の担保権実行は終了する、すなわち、リース会社がファイナンス・リース契約を解除することによって、ユーザーの有していた利用権は消滅し、リース会社に復帰した利用権が混同により消滅する結果リース会社は完全な所有権を回復するため、その後のリース物件の引き揚げは取戻権の行使にすぎないと解しているようである¹⁷⁾。

以上のような利用権説からの批判に対しては、所有権説の論者からは、特にフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の場合、リース期間満了後は目的物の使用価値が費消され尽くすことに着目すれば、リース期間中ユーザーは目的物の使用価値の費消しつくす物権的権利を有していると評価することができるから、リース会社のリース物件の所有権は形式的なものにすぎず、他方で上記ユーザーの権利は実質的には所有権であると解することができるという主張がなされた¹⁸⁾。

また、利用権説に対しては、所有権説からファイナンス・リース契約の約定

¹⁶⁾ 福永・前掲注8) 11頁、山本和彦「ファイナンス・リース契約と会社更生手続」NBL574号11頁(1995年)。

¹⁷⁾ 山本・前掲注16) 12頁。

¹⁸⁾ 伊藤眞「ファイナンス・リース・ユーザーの会社更生手続における未払リース料債権の法的性質」金法1428号65頁(1995年)。

からは、ユーザーの有する利用権に対して質権や非典型担保権を設定する旨の契約当事者の意思を読み取ることはできない以上、ファイナンス・リース契約における担保の目的をリース物件の利用権と解することはできないという批判もあった¹⁹⁾。

このようにファイナンス・リース契約における担保の目的をどのように構成するかについては、所有権説と利用権説との間で鋭い対立が存在していた。そのような中、下級審裁判例の中には利用権説に与するものも出現するに至った。以下、これらの裁判例についてその概要、位置づけを確認しておくこととする。

(2) 下級審裁判例

①平成13年大阪地決²⁰⁾

【事案の概要】

X社は、平成10年3月20日、Y社との間でスーパーマーケットの料理器具、空調設備等についてフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約を締結していたところ、X社は、平成12年12月15日、民事再生手続開始の申立てをなし、裁判所は、同月18日弁済禁止の保全処分をした上、平成13年1月12日、X社について民事再生手続開始決定をした。ところで、X社とY社との間の本件リース契約には、X社が仮差押等を受けたとき、又は和議、破産、会社更生などの申立てがあったときは、Y社は、催告を要せず直ちに、契約を解除することができる旨の特約があったところ、X社は、平成12年11月6日、Z社によりX社所有の不動産につき差押えを受けたため、Y社は、同年12月24日上記特約に基づき、本件リース契約を解除し、上記料理器具等のリース物件について引き渡しを求めた。これに対して、X社は、担保権消滅許可の申立てをした。

主要な争点は、上記特約の有効性及びリース会社がリース契約を解除しても、民事再生法148条1項にいう「担保権が存する場合」との要件を充足するか否かであるが、ファイナンス・リース契約における担保の目的をどのように構成するかという議論とは直接には関係しない前者の争点についての裁判所の判断を省略し、後者の争点についてのみ判旨を紹介する。

【判旨】

平成13年大阪地決は、「いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース

¹⁹⁾ 加藤=椿・前掲注3) [菅野] 186頁。

²⁰⁾ 前掲注2) 参照。

契約においてリース物件の引渡しを受けたユーザーにつき再生手続開始の決定があった場合、未払のリース料債権はその全額が再生債権となり、リース会社は、リース物件についてユーザーが取得した利用権についてその再生債権を被担保債権とする担保権を有するものと解すべきである」と判示し、ファイナンス・リース契約において、リース会社がユーザーに対して取得している担保の目的はユーザーの利用権であると判断した。

また、「相手方(Y社)は、その解除権に基づき、再生手続開始前に本件リース契約を解除しており(本件解除)、これにより、申立人(X社)が本件リース契約に基づき本件動産について取得していた利用権は消滅したというべきであり、「一方、相手方(Y社)は、本件リース契約に基づき本件動産について申立人の利用権により制限された状態で所有権を有していたものであるが、本件解除により、利用権による制限のない完全な所有権を有することとなる。」と判示し、ファイナンス・リース契約において、リース会社がリース契約を解除した場合には、担保の目的であるユーザーの利用権は消滅し、「担保権が存する場合」に該当しない以上、もはやX社が担保権消滅許可の申立てをすることはできないと判断した。

平成13年大阪地決は、理由付けについては必ずしも明らかにしていないものの、ファイナンス・リース契約における担保の目的をどのように構成すべきであるかにつき利用権説に立った初めての裁判例である。また、ファイナンス・リース契約の担保の目的をユーザーの有する利用権であると構成した場合、その担保権実行はどのようになされるかにつき、リース会社によるファイナンス・リース契約の解除によって、ユーザーの利用していた利用権は消滅し、リース会社は完全な所有権を回復すると判断し、ファイナンス・リース契約の担保権実行終了時期について、リース会社がファイナンス・リース契約を解除した時点であると解した点でも重要な意義を有する。

②平成15年東京地決²¹⁾

【事案の概要】

X社は、平成13年6月29日、Y社との間で電話装置を目的とするフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約を締結した。本件リース契約には、X社がY社の信用状態が著しく悪化したときにはX社は催告を要しないでリース物

²¹⁾ 前掲注2)参照。

件の返還を請求することができる旨の特約があったところ、Y社は、平成14年6月21日、民事再生手続開始決定を受け、同年8月10日以降のリース料の支払いを怠った。そこで、X社は、上記特約に基づいて上記電話装置の返還を求めたところ、Y社は、民事再生手続においては、リース会社のリース期間満了前のリース物件の返還請求権は別除権として処遇されるから、X社による取戻権の主張は認められないと争った。

【判旨】

平成15年東京地決は、「フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リースという形態が実質的にリース料債権を担保するための機能を果たしていることは否めない事実であり、リース会社は、契約締結時にユーザーに対して与信した総リース料債権相当額について、ユーザーの信用状態が悪化したときにはリース期間満了前にリース物件の返還を請求することができるとの約定によって、これを担保されているものと解することが可能である」と判示して、ファイナンス・リース契約において、少なくとも担保権が実行されるまでは、リース会社が有するリース物件の所有権はその行使が制限されていると解するべきである以上、リース会社が取戻権者ではなく、別除権者として処遇されることを明らかにした。

また、ファイナンス・リース契約の担保の目的について、「リース会社が隠れたる所有権留保としてリース物件の所有権自体に担保権を有していると解するためには、少なくともリース期間中はユーザーに対してリース物件の所有権が移転しているとみるのが不可欠であるが、そのように考えることは、リース物件の所有権は終始リース会社にあることが前提とされリース期間満了後もユーザーへの移転が予定されていないというファイナンス・リース契約の本質的部分と相容れないという点に根本的な問題を含んでいる」のに対して、「リース会社はユーザーの有するリース物件の利用権に対して質権又は譲渡担保権を設定していると解する後者の考え方は、この場合の担保権の実行について担保目的物である利用権を消滅させる(同権利はリース会社に移転すると混同により消滅する)ことであると解するとの点においていささか技巧的にすぎることは否定できないものの、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の法的性格に照らしてより問題の少ない考え方であるということではできるものと解される。」と判示して、ファイナンス・リース契約における担保の目的は、リース物件の所有権ではなく、利用権と

構成すべきであるとした上で、担保権の実行によりユーザーが有していた利用権はリース会社に移転して混同により消滅し、リース会社は完全な所有権を回復する以上、X社は取戻権の行使として、リース物件の返還請求をすることができるかと判断した。

平成15年東京地決は、平成13年大阪地決に引き続きファイナンス・リース契約の担保の目的はユーザーのリース物件の利用権であると判断した点で重要な意義を有する。また、平成13年大阪地決では明らかとされていなかったユーザーの利用権を担保の目的であると構成する理由について、利用権説が所有権説に比してファイナンス・リース契約の法的性格に照らしてより問題の少ない見解であることを示しており、この点でも重要な意義を有する。さらに、ファイナンス・リース契約におけるリース会社が同契約を解除した後におけるリース物件の引き揚げが同契約の解除によって回復した所有権に基づく取戻権の行使であることを明言した点においても重要である。

平成13年大阪地決も平成15年東京地決は、ファイナンス・リース契約の担保の目的をユーザーの有する利用権であると判断しているが、これらの判断はファイナンス・リース契約の法的性質が担保であることを当然とする。その後、倒産解除特約の民事再生手続における有効性の有無に関連して、ファイナンス・リース契約が担保であることを明言するに至った最高裁判決が出現した。そこで、以下その概要について確認しておくこととする。

3 平成20年最判

(1) 事案の概要

産業用機械、情報機器等の各種物件のリース等を目的とするA社は、飲食店業等を目的とするB社との間で、平成5年5月1日から平成10年3月20日までの間に、複数回にわたりファイナンス・リース契約1を締結し、A社はB社に対してリース物件を引き渡した。

A社は、平成10年11月30日、会社更生手続開始の決定を受け、更生管財人が選任された。更生管財人はB社との間でファイナンス・リース契約2を締結し、B社に対してリース物件を引き渡した。その後、さらにA社の営業等の譲渡を受け、リース契約上の地位を承継したX社は、平成11年3月10日、A社との間で、ファイナンス・リース契約3を締結し、リース物件を引き渡した（以下上記ファイ

ナンス・リース契約1・2・3とを併せて「本件リース契約」という)。

本件リース契約は、リース会社がリース期間中にリース物件の取得費、金利及びその他の経費等を全額回収できるようにリース料の総額が算定されているいわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約である。また、本件リース契約には、ユーザーについて整理、和議、破産、会社更生などの申立て（民事再生手続き開始の申立ても含まれると解されている）があったときは、リース業者は催告をしないで契約を解除することができる旨の特約、いわゆる倒産解除特約が定められていた。

B社は、平成14年1月17日、東京地方裁判所に民事再生手続き開始の申立てをし、同月21日、同手続きを開始する決定がされた。X社は、同月24日、B社に対し、上記倒産解除特約に基づき本件リース契約を解除する旨の意思表示をし、B社に対して解除の日の翌日からリース物件返還の日又は返還不能となった日までのリース料相当額の損害金の支払を求めて訴えを提起した。本件訴訟の係属後、Y社がB社を合併して、本件リース契約上の地位を承継した。

本事案における直接の争点は、いわゆる倒産解除特約が民事再生手続において有効であるか否かである。しかしながら、平成20年最判は、以下に引用するように、上記争点を論ずる前提としてファイナンス・リース契約の法的性質が担保であることを明言している。

(2) 判旨

「前記事実関係によれば、本件リース契約は、いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約であり、本件特約に定める解除事由には民事再生手続き開始の申立てがあったことも含まれるというのであるが、少なくとも、本件特約のうち、民事再生手続き開始の申立てがあったことを解除事由とする部分は、民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効と解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

民事再生手続は、経済的に窮境にある債務者について、その財産を一体として維持し、全債権者の多数の同意を得るなどして定められた再生計画に基づき、債務者と全債権者との間の民事上の権利関係を調整し、債務者の事業又は経済生活の再生を図るものであり（民事再生法1条参照）、担保の目的物も民事再生手続の対象となる責任財産に含まれる。

ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場

合には、リース業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済を受けるという担保としての意義を有するものであるが、同契約において、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする特約による解除を認めることは、このような担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべきである。

4 以上によれば、民事再生手続開始の申立てがあったことを本件リース契約の解除事由とする特約を無効とし、これに基づく本件解除は効力を生じないとした原審の判断は是認することができる。論旨は採用することができない。」と判示して、ファイナンス・リースの法的性格が担保であることを最高裁として初めて明言した。

(3) 判旨の整理及び分析

先に述べた通り、平成7年最判はファイナンス・リース契約について旧会社更生法103条の適用がないとした上で、リース会社の有する未払リース料債権は更生債権になる旨判示していたが、平成7年最判は、リース会社の未払リース料債権を一般更生債権として処遇するのではなく、更生担保権として処遇することを前提としているものと解されていた²²⁾。平成20年最判は、ユーザーがリース料の支払いをしない場合には、リース物件を引き揚げてその交換価値によって、未払リース料や規定損害金の満足を図るファイナンス・リース契約の仕組みに着目して、ファイナンス・リース契約の法的性質について、初めて最高裁として担保的構成を採用する旨を明言したものであり、最高裁において前提とされてきたとされるファイナンス・リース契約の法的性質が担保であることについてこれを明確にしたという意義を有する。しかしながら、平成20年最判は、平成13年大阪地決や平成15年東京地決と異なり、ファイナンス・リース契約における担保の目的がリース物件の所有権であるのか、ユーザーが有するリース物件の利用権である

²²⁾ 八木良一「判批」最高裁判所解説民事篇平成7年度（上）417頁（法曹界，1998年）。

のかについては明らかにしていない²³⁾。ファイナンス・リース契約の担保の目的をどのように構成するかについては、ユーザーについて各種倒産手続が開始した場合、いつまで担保権実行中止命令や担保権消滅許可制度を利用することができるのかという議論やファイナンス・リース契約について担保権消滅許可制度が適用されることを前提として、担保権の目的物の価額に相当する金銭をどのように解するかという議論とも密接に関連する。このようにファイナンス・リース契約の担保の目的をどのように構成するかによって、リース会社の倒産手続上の処遇をどのように解するかについて、大きく影響を与えるため、平成20年最判はファイナンス・リース契約の担保目的の内容について明言を避けたものと考えられる。

なお、ファイナンス・リース契約における担保の目的をどのように構成するかという議論とは直接には関係しないが、平成20年最判は、民事再生手続における倒産解除特約の有効性の有無についても、初めて最高裁として判断を示しており、この点も極めて重要である。倒産解除特約の倒産手続における倒産解除特約の有無については、旧会社更生法下における判例である最判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁が、所有権留保特約付動産売買契約中において定められていた「更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的(会社更生法一条参照)を害するものであるから、その効力を肯認しえないものといわなければならない。」と判示していた。しかしながら、所有権留保特約付動産売買契約以外の契約において定められた倒産解除特約についても上記最判と同様の考え方ととることができるのか、また会社更生手続以外の他の倒産手続においても倒産解除特約の効力は無効となるのか否かについては残された問題として議論されてきた。

他方で、ファイナンス・リース契約において定められる倒産解除特約が有効であると解すると、特に利用権説に立った場合、ユーザーが民事再生手続開始の申立てをする等により、直ちにファイナンス・リース契約が解除され、この時点でリース会社は取戻権に基づいてユーザーからリース物件の引き揚げをすることが

²³⁾ 佐藤鉄夫「判批」判時2060号166頁(2010年)。他方、進士肇「判批」金融・商事判例1314号8頁(2009年)は、平成20年最判は利用権説に立つものと解しており、永石一郎「判批」金融・商事判例1319号8頁(2009年)は、平成20年最判は所有権説に立つものと解しており、論者によって見解が分かれている。

可能となり、他方でユーザーは担保権実行中止命令の発令を求める機会や担保権実行中止命令制度を利用する機会を失う。倒産解除特約の有効性はファイナンス・リース契約の担保の目的をどのように構成するかという議論とは直接には関係はしないが、倒産解除特約を有効であると解し、利用権説に立った場合、以上のような不都合が生じる。

これに対して、平成20年最判は、倒産解除特約は、担保としての意義を有するにとどまるリース物件を民事再生手続前に再生債務者の責任財産から逸出させ、「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反する」と判示し、倒産解除特約が債務者と全債権者との間の権利関係を調整する機会を奪うものであるとして、民事再生手続におけるその効力を否定した。

以上のように平成20年最判は、民事再生手続における倒産解除特約の効力を無効であり、倒産解除特約に基づくリース会社によるファイナンス・リース契約の解除も無効であると判示した一方で、リース会社がユーザーのリース料の未払いを理由とする債務不履行解除の効力については明らかにしていない。リース会社の債務不履行解除の効力を制限しない場合には、やはり利用権説に立脚する限り、実質的に担保権実行中止命令、担保権消滅請求が不可能になってしまい、倒産手続によるコントロールが及ばなくなるという不都合が生じうる。これに関して、同最判における田原裁判官の補足意見では、リース会社がユーザーのリース料の未払いを理由とする債務不履行解除の効力についても詳細に述べられているので、以下その内容について紹介する。

まず、田原補足意見は、「本判決の結論は、再生債務者がリース料金を滞納した場合のリース契約の解除の可否には、当然ながら何らの影響を及ぼすものではない。再生債務者がリース料金を滞納していれば、リース業者は、その債務不履行を理由としてリース契約を解除することができるのは当然である。」と述べ、平成20年最判の射程はリース会社がユーザーによる債務不履行解除の場合まで及ぶものではないことを強く強調する。

また、「一般に、リース契約では、ユーザーが倒産手続開始の申立てをした場合、ユーザーは、リース料金についての期限の利益を失い、直ちに残リース料金の全額を支払うべきものとする定めが置かれているが、かかる期限の利益喪失条項の

効力は、一般に否定されてはいない。」と述べ、「ユーザーが民事再生手続開始の申立てをしたときは、通常、ユーザーはリース料金の期限の利益を喪失するから、リース業者はリース料金の債務不履行を理由にリース契約を解除することができることとなる。」と主張している。

田原補足意見が主張するように、ファイナンス・リース契約中に定められた期限の利益喪失条項が倒産手続においても有効であり、かつユーザーの倒産手続開始の申立てによって、ユーザーが期限の利益を喪失し履行遅滞に陥ったことを理由とするリース会社による債務不履行解除が制限されないと解すれば、民事再生手続における倒産解除特約の効力を無効であると解したとしても、結局リース会社の債務不履行解除によりリース物件が再生債務者の責任財産から逸出し、「債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」が失われる可能性は極めて高くなる。

このような弊害に対して、田原補足意見は、「ユーザーたる再生債務者が、民事再生手続開始の申立てと共に弁済禁止の保全処分の申立てをし、その決定を得た場合」、「リース業者も、弁済禁止の保全処分によって支払を禁じられた民事再生手続開始の申立て以後のリース料金の不払を理由として、リース契約を解除することが禁止される」以上、民事再生手続が開始する前は、ユーザーが弁済禁止の保全処分の申立てをすることにより、「債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」が失われるという弊害を防止することができる」と主張する。そして、民事再生手続開始決定後は、弁済禁止の保全処分の効力が喪失し、再生債務者がリース料について債務不履行状態に陥ることを前提として、「リース業者は、別除権者としてその実行手続としてのリース契約の解除手続等を執ることができることとなる」が、「再生債務者は、民事再生手続の遂行上必要があれば、これに対し、担保権の実行手続の中止命令(同法31条1項)を得て、リース業者の担保権の実行に対抗することができる」と考える。」と主張し、上記弊害は再生債務者たるユーザーが担保権実行中止命令の申立てをすることでこれを回避することができる」と主張しているものと考えられる。

田原補足意見は、平成20年最判によっては明らかにされてなかったユーザーのリース料の未払いを理由とするリース会社による債務不履行解除の効力及びこれを有効とした場合における「債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」が失われるという弊害の防止策について詳細に論じており、

ファイナンス・リース契約の担保の目的について利用権説に立脚した場合であっても、その不都合を回避することができる」と主張しているものと解することもできる。

4 平成 20 年最判以降の学説状況、実務状況

先に述べた通り、平成 20 年最判は、ファイナンス・リース契約の法的性質が担保であることを明言したものの、ファイナンス・リース契約の担保の目的についてはその内容を明らかにせず、所有権説と利用権説との議論について決着はつけなかった。他方、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする倒産解除特約については、「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせる」ことを理由としてその効力を否定し、民事再生手続外で権利行使をすることが許される別除権者についても、担保権実行中止命令や担保権消滅許可制度による制約を受けるほか、再生債務者がこれらの制度を利用するか否かを検討する機会を確保する必要性からも制約を受けうることを判示したものと解される。

また、最判昭和 57 年 3 月 30 日民集 36 卷 3 号 484 頁がすでに傍論において倒産解除特約が少なくとも会社更生手続において無効であることを判示していたが、平成 20 年最判は、速やかにリース物件をユーザーから回収しその価値が減少することを防止する手段として従来用いられてきた倒産解除特約の効力を民事再生手続との関係でも否定し、実務へ与える影響は小さくないとされる²⁴⁾。他方で、先に述べた通り、平成 20 年最判は、倒産手続におけるユーザーのリース料の未払いを理由とするリース会社による債務不履行解除の効力については明らかにしておらず、実務の関心及び学説の議論の主戦場は倒産手続における期限の利益喪失条項の効力及びユーザーのリース料の未払いを理由とするリース会社による債務不履行解除の効力に移行したものとされる²⁵⁾。

学説の多くは、民事再生手続における倒産解除特約の効力を無効であると判示した平成 20 年最判の結論を支持しているが²⁶⁾、他方で同最判の田原補足意見には

²⁴⁾ 岡正晶「判批」金法 1876 号 44 頁以下（2009 年）。

²⁵⁾ 岡・前掲注 24) 44 頁以下。

²⁶⁾ 佐藤・前掲注 23) 165 頁等。

疑問も呈されている²⁷⁾。すなわち、先に見た通り、同補足意見は、民事再生手続開始決定後には、再生債務者たるユーザーは担保権実行中止命令を利用することで、リース会社の担保権実行としての解除によって生じうる「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」が失われる弊害が防止できると主張する。しかしながら、担保権実行中止命令を発する際には、リース会社に意見聴取（民事再生法31条2項）をする必要があるから、担保権実行中止命令が発せられる前にリース会社によりファイナンス・リース契約が解除されてしまう可能性がある以上、田原補足意見のような法的構成では「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」が失われる弊害を防止するには不十分であるというのである²⁸⁾。

特にファイナンス・リース契約の担保の目的をユーザーが有するリース物件の利用権であると解した場合には、リース会社がユーザーのリース料支払いの遅滞を理由としてファイナンス・リース契約を解除すれば、ユーザーの利用権はリース会社に移転し、リース会社が有するリース物件の所有権との混同により消滅する。そうすると、リース会社がファイナンス・リース契約を解除した時点で、担保権の実行は終了し、その後のリース会社によるリース物件の引き揚げは回復した完全な所有権に基づく取戻権の行使にすぎないのであるから、リース会社は履行遅滞に陥っているユーザーに対して解除の意思表示さえすれば、再生債務者たるユーザーはそれ以降担保権実行中止命令の申立てをすることができなくなってしまうのである。

すなわち、利用権説を採用した場合、再生債務者の「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」は極めて容易に失われてしまうこととなる。所有権説は、このような観点から利用権説を批判し、ファイナンス・リース契約の担保目的をどのように構成するかについてさらに鋭く議論が対立するに至った。そこで、「民事再生手続の中で債務者の事業等に

²⁷⁾ 佐藤・前掲注23) 168頁、進士・前掲注23) 9頁、中島肇「民事再生手続におけるリース契約の処遇」NBL907号70頁(2009年)。

²⁸⁾ 進士・前掲注24) 9頁。他方、中島・前掲注28) 70頁は、弁済禁止の保全処分によって債権者の履行遅滞解除が許されなくなるのは、債務者がその責めに帰すべき事由により履行遅滞に陥っていると評価することができないことにあるから、再生手続開始決定によって弁済禁止効（民事再生法85条1項）が生じた後も同様に債権者は履行遅滞解除をすることができないのではないかと指摘している。

におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」の確保の必要性という観点をも踏まえた上で、以下所有権説と利用権説のどちらが相当か検討を試みることにする。

5 検討—所有権説と利用権説

それでは、所有権説と利用権説のいずれが相当であろうか。その具体的な検討に入る前に、まず検討にあたり考慮すべき事項を確認することとする。

①ファイナンス・リース契約においてユーザーが有する権利について

所有権説の論者の中には、ファイナンス・リース契約においては、隠れたる所有権留保が設定されていると解する見解があるほか、ファイナンス・リース契約において、リース物件の所有権は終始リース会社に帰属し、ユーザーに帰属することは予定されていない以上、ユーザーが有していないリース物件の所有権を同契約の担保の目的をすることはできないとの利用権説側の指摘を受けつつ、先に述べた通り、特にファイナンス・リース契約において、リース期間満了時にはリース物件の経済的価値は消費しつくされているから、ファイナンス・リース契約において、ユーザーはリース物件の実質的所有権を取得しており、リース会社が有するリース物件の所有権は形式的なものにすぎないと解している。

他方、利用権説の論者は、ファイナンス・リース契約においてユーザーにリース物件の所有権が移転することは予定されておらず、ユーザーにはリース物件について処分権を取得することは認められない以上、ユーザーはリース物件の本質的部分を費消する権利を取得するとしても、それはリース物件の利用権に過ぎないと解している²⁹⁾。

以上のように所有権説と利用権説との間には、ファイナンス・リース契約においてユーザーが取得するリース物件の本質的部分を費消する権利について、これを実質的な所有権であると評価するのか、それともあくまでも利用権と評価するに過ぎないのかという点について相違があるということが出来る。そこで、両説の上記相違を踏まえつつ、具体的検討をすることとする。

②ファイナンス・リース契約における契約当事者の意思について

先に見た通り、所有権説の論者は、ファイナンス・リース契約の内容からは、

²⁹⁾ 藤田広美『破産・再生』（弘文堂、2012年）232頁。

ユーザーのリース物件の利用権について質権や非典型担保権を設定する意思を読み取ることはできないと解している。

他方、利用権説の論者の中には、ユーザーがリース料を支払わない場合には、リース会社がユーザーのもとからリース物件を引き揚げることができるとの条項は、利用権のリース会社への帰属及び混同による消滅に基づくリース会社の権利を定めた条項であり、担保権設定の意思表示であると解することができるかと主張する者もいる³⁰⁾。

以上のように、所有権説と利用権説との間には、ユーザーの利用権に対する担保権設定の意思表示をファイナンス・リース契約の約定からうかがうことができるかについて見解が分かれている。そこで、所有権説と利用権説のいずれが妥当を検討する際に、ユーザーの利用権に対する担保権設定の意思表示をファイナンス・リース契約の約定から読み取ることができるか、読み取ることができるとした場合、それはファイナンス・リース契約のどのような約定に基づくかを検討することとする。

③所有権留保特約付動産売買契約との均衡について

先に見た通り、所有権留保特約付動産売買契約においては、目的動産の引き揚げ時に担保権の実行が終了するため、買主について民事再生手続開始の決定がされた場合には、再生債務者たる買主は、売主が目的動産の引き揚げを完了するまでは、担保権実行中止命令の発令を求める等、事業等における目的動産の必要性に応じた対応をする機会が残されることとなる。他方で、再生債務者たる買主が担保権実行中止命令を得た場合、売主は担保権実行が一定期間制約され、担保権消滅許可制度を利用した場合には、売主は担保目的物たる商品を引き揚げることはできなくなる。

一方で、利用権説に立った場合、リース会社がユーザーのリース料の支払の遅延を理由としてファイナンス・リース契約について債務不履行解除の意思表示をすれば、その段階で担保権の実行は終了するため、「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」は容易に失われてしまう。これをリース会社側から見れば、リース会社は担保権実行中止命令の発令がされる前に、ユーザーに対して解除の意思表示さえすれば、担保権実行中止

³⁰⁾ 山本・前掲注16) 11頁。

命令や担保権消滅制度等の民事再生法上の制約を容易に免れることとなる。

もちろん所有権留保特約付動産売買とファイナンス・リース契約との間には法形式上差は存在するが、所有権留保特約付動産売買契約における売主とファイナンス・リース契約におけるリース会社は担保権者として利益状況は変わらないはずである。また、所有権留保特約付動産売買契約との類似性が強調され、ファイナンス・リース契約が担保であると主張されてきた経緯に照らせば、法形式の差によって倒産手続上両者の処遇には大きな差が生じることはやはり不都合であるというべきである。所有権説と利用権説のいずれが相当であるかを検討するに際しては、以上のような不都合についても考慮すべきであろう。

以上に掲げた点を考慮した上で、所有権説と利用権説のいずれが相当であるかについて検討を進めることとする。

①ファイナンス・リース契約においてユーザーが有する権利について

フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約においては、リース会社はリース物件の取得費用等の投下資本が回収することができるようにリース料が算定されているものであって、リース期間満了時にはリース物件の価値は消費され尽くしたと評価されるわけであるが、その意味はリース期間満了時には通常当該リース物件は市場において経済的価値があると評価されないというだけであり、所有者が当該リース物件を使用することによって経済的価値を享受することができなくなるという意味ではない。すなわち、各月のリース料は当該リース物件の各月の減価償却費に加えて手数料等を加算して算定されるのであるが、減価償却という手続は取得した物件について取得者の事業等への貢献度に応じて当該物件の経済的価値が減少するものとみて、当該物件の投下資本を耐用年数に応じた期間に割り当てるものにすぎない³¹⁾。したがって、リース期間が満了する、つまり減価償却が完了することは当該リース物件に対して投下した資本の回収が完了したことを意味するにすぎず、当該リース物件がもはや何らの経済的効用を生み出すことができないことを意味するものではない。そして、所有権は物を使用収益することによってその経済的価値を享受することこそがその本質であるのだから、リース期間満了後もリース物件の使用によって経済的価値を享受することができる以上、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約においては、リー

³¹⁾ 佐藤信彦ほか編著『財務会計論 I 基本論点編〔第10版〕』206頁（中央経済社、2017年）。

ス期間満了時にはリース物件の価値は消費され尽くしたと評価されるとしても、これを理由としてリース会社の所有権は形式的なものであり、他方でユーザーに実質的所有権が帰属すると解することはできないというべきであろう。

また、フルペイアウト方式ではなく、リース期間満了時もリース物件に残存価値があることを前提とするノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の場合には、当該ファイナンス・リース契約においては、リース期間満了後もリース物件の経済的価値を消費しつくされない以上、ユーザーはリース物件の本質的部分を費消する権利、つまり実質的所有権を取得すると解することはできない。このように所有権説に立脚した場合、ノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の場合には、何故ユーザーに実質的所有権が帰属し、これに対して担保権を設定することができるのかという説明に窮することとなる。

したがって、ファイナンス・リース契約においてユーザーが取得する権利は、それがリース物件の本質的部分を費消するものであっても利用権であると評価すべきであり、これを所有権あるいは実質的所有権と評価するべきでないと考える。

②ファイナンス・リース契約における契約当事者の意思について

担保権設定契約は、本来債務者が自由に管理処分することができる物や権利について、その経済的価値のみを排他的に債権者に支配させ、他方債務者は従来自由に管理処分することができたはずの物や権利の価値が毀損されないようにする義務を負い、そして債務者が被担保債権の履行をしない場合には、債権者は当該物等の経済的価値を実現させ、実現した価値を享受することを内容とする契約である。したがって、質権や非典型担保権をはじめとする担保権設定の意思表示が認められるかどうかは、債務者の財産についてその経済的価値が維持されるように債務者側に義務を負わせた規定が存在するか、債務者が債務の履行をしない場合に、債権者が一定の物をその支配下に置くなどその経済的価値を実現し、これを享受するための手段を定めた規定が存在するか否かによって決するべきであろう。

ファイナンス・リース契約、特にフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の場合には、ユーザーにはリース物件の本質的部分を費消する権利が帰属する。そして、ファイナンス・リース契約は、リース会社がユーザーに対してリース物件調達のための資金を提供する金融取引であって、実質的にはユーザーはサプライヤーから直接リース物件を調達したのに等しい以上、上記ユーザーの

権利は本来ユーザーが自由にこれを管理処分することが認められるべきである。

しかしながら、ファイナンス・リース契約においては、ユーザーにはリース物件の使用について善管注意義務を負うことやリース物件を第三者に移転させない義務を負うこと、そしてこれらの義務についてユーザーが違反した場合には、ユーザーはリース料債務について期限の利益を喪失する条項が定められおり、ユーザーのリース物件の利用態様については相当の制限がされている。これらの規定は、特に価値の減少が激しいリース物件について、リース物件がユーザー以外の第三者の支配下に移りあるいは通常の利用から外れた利用をされることにより、容易にその価値が棄損されることを防止することを目的として、ユーザーに一定の義務を負わせたものである。そうすると、ファイナンス・リース契約における上記規定は、ファイナンス・リース契約が担保であることを前提として、担保権者たるリース会社が排他的に支配する担保目的物の交換価値についてその価値が毀損されないように担保設定者たるユーザーに担保価値維持義務を負担させた規定であると解するべきであろう。そして、先に述べた通り、ファイナンス・リース契約においては、ユーザーにはリース物件の所有権は帰属しないのであるから、これらの規定はリース物件の価値が害されることによって同時に害されうるリース物件の利用権について担保価値維持義務を定めた規定であると解するべきである。

また、ファイナンス・リース契約においては、ユーザーがリース料を支払わない場合には、リース会社はリース物件をユーザーから引き上げることができることを定められていることによって、リース会社は、利用権の回復により価値が増加したリース物件を換価する前提として、リース物件をその支配下に置くことが認められているのであるから、ファイナンス・リース契約においても、債権者が担保の目的の経済的価値を実現し、これを享受するための手段を定めた規定が設けられていることがうかがえる。

したがって、ファイナンス・リース契約の約定から、ユーザーの利用権について担保権を設定する意思、具体的には質権や非典型担保権を設定する意思は十分に読み取ることができるものとする。

③所有権留保特約付動産売買契約との均衡について

確かに、利用権説に立った場合、リース会社がファイナンス・リース契約を解除すれば、ユーザーの利用権は混同により消滅し、リース会社はリース物件につ

いて完全な所有権を回復することとなる。しかしながら、リース会社がファイナンス・リース契約を解除してからリース物件をユーザーから引き揚げるまでの一連の行為を担保権の実行と解すること³²⁾やリース会社による担保権実行としての債務不履行解除を一定の期間信義則や権利濫用等によって制限すること³³⁾等の解釈によって「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」が失われるという弊害を防止することはなお可能である。

「民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会」が失われるという弊害を防止し、他方でファイナンス・リース契約におけるリース会社と所有権留保特約付売買契約の売主との間に倒産手続上の処遇が生じる不都合を回避するために、看過することができない難点のある所有権説を採用することは妥当ではないというべきである。

したがって、利用権説を採用することによって、ファイナンス・リース契約におけるリース会社と所有権留保特約付売買契約の売主との間に倒産手続上の処遇の差が生じうることは、少なくとも所有権説を相当とする理由にはならないと考える。

以上より、私見としては、利用権説が相当であると考ええる。

IV 結語

1 本稿における検討結果

最後にファイナンス・リース契約の倒産手続上の処遇についてどのように解すべきであるかについて、本稿における検討結果を確認することとする。

まず、ひとたびユーザーにリース物件が引渡された後は、ファイナンス・リース契約について双方未履行双務契約の処理規定は適用されないと考える。そのように考える理由は以下のとおりである。

双方未履行双務契約の処理規定の適用場面は、契約当事者間において、相互に対価関係に立つ債務が未履行のまま残存している場合に限定され、発生上の牽連関係があるにすぎないような場合には含まれない。そして、リース物件がユーザ

³²⁾ 事業再生研究機構編『民事再生の理論と実務』〔南賢一〕163頁（商事法務，2010年）。

³³⁾ 岡・前掲注24)45頁。

一に引渡された後においては、リース会社はユーザーに対してユーザーの負担するリース料の支払債務と対価関係に立つ債務を負担していない。つまり、リース物件がユーザーに引渡された後においても、リース会社はユーザーによるリース物件の使用収益を受忍すべき立場にはあるが、ファイナンス・リース契約は金融契約である以上、ユーザーによるリース料の支払いは、融資を受けた資金について、期限の利益を与えられ、リース物件の調達手数料やリース会社の利益分を上乗せしたものに対する分割弁済であり、ユーザーはリース会社がリース物件の使用収益を甘受していることに対する対価としてリース料を支払っているわけではないから、リース会社の負担するユーザーによるリース物件の使用収益を受忍すべき義務はユーザーの負担するリース料の支払義務と対価関係に立つものではない。

以上の理由から、ファイナンス・リース契約について、双方未履行双務契約の処理規定は適用されないと考える。

前記の法律構成によれば、リース会社の有する権利はリース物件の調達費用、手数料、保険料等を含む金銭債権たるリース料債権であるところ、かかるリース会社のリース料債権は、ユーザーが倒産した場合、一般の倒産債権として処遇されるものではなく、別除権あるいは更生担保権として処遇されると考える。つまり、ファイナンス・リース契約は担保として構成されるべきである。なぜなら、ファイナンス・リース契約においては、ユーザーがリース料を支払わない場合には、リース会社はリース物件を引き揚げ、未払リース料等の満足を図ることが予定されているところ、かかるファイナンス・リース契約の仕組みに照らせば、同契約の性質は担保というほかないからである。

そして、ファイナンス・リース契約の担保の目的は、リース物件の所有権ではなく、リース物件の利用権であると考えられる。その理由は以下のとおりである。

ファイナンス・リース契約においては、契約中終始一貫して、リース物件の所有権はリース会社に帰属することが前提とされているところ、ユーザーに帰属することが予定されていないリース物件の所有権を担保に供することはできない以上、ファイナンス・リース契約の担保の目的を所有権であると解することは極めて困難である。また、特にフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リース期間満了時にはリース物件の価値が消費しつくされていることに着目して、リース会社の有するリース物件の所有権は形式的なものにすぎず、

ユーザーにリース物件の実質的所有権が帰属していると解することも困難である。なぜなら、かかる法律構成はノンフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の場合には説明が困難であるからである。また、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約の場合においても、リース期間が満了することは当該リース物件が市場において通常売却することができないということを意味するにすぎず、リース物件の所有者が何ら経済的効用を受けることができなくなるということを意味するわけではない以上、リース会社の所有権は形式的なものにすぎず、他方ユーザーに実質的所有権が帰属していると解するべきではないからである。

他方、ファイナンス・リース契約において、ユーザーの有するリース物件の利用権に質権や非典型担保が設定されていると解することは困難であるという所有権説側の批判に対しては以下のように答えることができる。つまり、質権や非典型担保設定の意思表示が認められるかどうかは、担保価値維持義務を定めた規定が存在するか、債務者が債務の履行をしない場合に、債権者が担保の目的を換価等することによって債権の満足を図る規定が存在するか否かによって決すべきである。ファイナンス・リース契約においては、ユーザーにはリース物件の使用について善管注意義務を負うことやリース物件を第三者に移転させない義務を負うこと、そしてこれらの義務についてユーザーが違反した場合には、ユーザーはリース料債務について期限の利益を喪失する条項が存在し、これらの規定はユーザーに帰属するリース利用権の価値が毀損されることを防止するための条項であり、担保価値維持義務を定めた規定であると解される。また、ファイナンス・リース契約においては、ユーザーがリース料を支払わない場合には、リース会社は同契約を解除し、リース物件を引き揚げることができる規定が定められているところ、かかる規定は担保の目的を換価等することによって債権の満足を図るための事前手続を定めた規定に他ならない。そして、ファイナンス・リース契約においては、契約中終始一貫して、リース物件の所有権がユーザーに移転することは予定されていないから、上記担保価値維持義務等の対象はリース物件の利用権以外あり得ない。したがって、ファイナンス・リース契約において、リース物件の利用権について担保価値維持義務等を定めた規定が存在する以上、ユーザーの有するリース物件の利用権について質権や非典型担保権が設定されていると解することはできるといふべきである。

さらに、ファイナンス・リース契約の担保の目的をリース物件の利用権であると解した場合、リース会社がファイナンス・リース契約を解除する旨の意思表示をすることにより、担保権の実行が終了することになり、再生債務者たるユーザーは担保権実行中止命令等をする事ができなくなるという弊害が生じうるが、このような弊害はリース会社の解除を信義則等により制限することによって防止しうる。したがって、かかる弊害を防止するためにファイナンス・リース契約の担保の目的をリース物件の所有権であると解する必要はない。

以上から、ファイナンス・リース契約の担保の目的はユーザーの有するリース物件の利用権であると考えられる。

2 今後の展望

本稿では、ファイナンス・リース契約の倒産手続における処遇をテーマとして、特にファイナンス・リース契約の双方未履行双務契約該当性及びファイナンス・リース契約の担保の目的をどのように理解するかを中心として、検討を試みてきた。他方で、ファイナンス・リース契約の倒産手続における処遇に関し検討すべき法的諸問題は上記2点にとどまるものではなく、特に現在では、再生手続の場面において、リース会社がユーザーのリース料支払義務の遅滞を理由とする解除をする場合、再生債務者たるユーザーの事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会をどのように確保するかということが課題となっている。しかしながら、本稿ではこの点について、ファイナンス・リース契約の担保の目的をどのように理解するかという問題を議論するために必要な限度でしか検討しておらず、今後はこの点についてどのような法律構成により、リース会社が債務不履行解除によって速やかにリース物件をユーザーの手元から引き上げる必要性とユーザーがリース物件について事業等の必要性に応じた対応をする機会を確保する必要性とを調和させていくのかについても十分な検討を加えたい。

また、本稿では、非典型担保のうち、ファイナンス・リース契約の倒産手続上の処遇について検討を試みたが、所有権留保や譲渡担保などの他の非典型担保の倒産手続上の処遇はどのように理解されるべきについても問題となる。その際には、非典型担保等の処遇について判例の立場は担保たる実質を重視してその処遇を決する傾向があるが、このような立場を前提とすると法形式の違いがどのような処遇の際を生じさせることになるのか、その範囲をどのように決するべきかに

つき今後稿を改めて検討を試みることにしたい。

以上